震災伝承みやぎコンソーシアム 会員募集要項

1 目的

今後起こりうる災害において,東日本大震災と同じ被害や悲しみを二度と繰り返さないためにも,震災の記憶や教訓を広く後世に伝え継ぐことが重要であることから,宮城県と伝承団体や学術機関,報道機関,企業,行政機関など,多様な主体とがゆるやかに連携し,一丸となった震災伝承の取組につなげる。

2 震災伝承みやぎコンソーシアム会員募集の内容

(1) 募集概要

本事業は、「1 目的」に賛同いただける団体等を「震災伝承みやぎコンソーシアム会員(以下「会員」という。)」として募集・登録するものです。

(2) 会員資格

本会議の趣旨に賛同し、次のいずれかに該当する団体等とします。

- ① 宮城県内で震災伝承活動を行う民間団体等(以下「伝承団体等」という。)
- ② 宮城県内の大学,短期大学,専修学校,高等学校,中学校,小学校など(幼稚園,専門学校を含む)を運営する法人等(以下「学術機関等」という。)
- ③ 宮城県内に本社,支社,事務所等を置く報道機関
- ④ ①から③に該当しない宮城県内に本社,支社,事務所等を置く法人等(以下「企業等」という。)
- ⑤ 国、市町村等の行政機関

①から⑤について、特定の公職者(候補者を含む。)又は政党を推薦、支持若しくは反対することを目的とした団体、宗教団体及び暴力団又はその構成員の利益になる活動を行う団体等は応募できません。

なお, 負担金等の会費は発生しません。

(3) 応募・登録方法

登録を希望する団体等は、別紙様式「震災伝承みやぎコンソーシアム 会員申込用紙」に必要事項を記入し、電子メールにより県に提出してください。

(申込用紙掲載 URL: https://www.pref.miyagi.jp/site/miyagi-densho-consortium/index.html) 宮城県は、内容を確認の上、会員として登録します。会員を登録した場合は、電子メール により登録した旨を当該団体等に連絡します。

【応募先】

宮城県復興・危機管理部復興支援・伝承課

「震災伝承みやぎコンソーシアム」担当

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

・電子メール denshod@pref.miyagi.lg.jp ・電 話 022-211-2443

(4) 登録の抹消

登録された会員が自ら登録の抹消を申し出た場合又は公序良俗,基本姿勢等の本要項の趣 旨に反していると認められる場合には県は登録を抹消できるものとします。

3 会員の役割等

(1) 役割

- ① 宮城県が作成した「東日本大震災の記憶・教訓の伝承に関する基本方針」において、震災 伝承に関する3つの柱として掲げている以下3点について、各会員ができ得る範囲におい て、取り組むこととします。
 - ア 震災の記憶・経験の蓄積と発信
 - イ 伝承や防災・減災に関する人材の育成と防災教育の推進
 - ウ 多様な主体の連携による伝承の推進
- ② 宮城県では、「みやぎ鎮魂を定める条例」を定め、震災が発生した3月11日を「みやぎ 鎮魂の日」と定めています。各会員は、みやぎ鎮魂の日の趣旨にふさわしい取組を行うよ う努めるものとします。

(2) 活動内容の例

- ① 伝承団体等
 - ・語り部活動や行事開催等の震災の記憶と教訓を伝え継ぐための様々な取組
- ② 学術機関等
 - ・震災に関する授業、講義等における語り部の招聘及び震災伝承施設の訪問等
 - ・学校内への震災伝承に関するポスターの掲示、冊子の配架等
 - ・学生等への震災伝承に関するチラシの配布
 - ・講義やイベント時等における語り部の招聘及び各会員の活動、震災伝承施設の周知等
 - ・震災伝承に関する調査研究

③ 報道機関

・震災に関する報道の継続

④ 企業等

- ・企業等の店頭・店内、事務所内への震災伝承に関するポスターの掲示、冊子の配架等
- ・企業等のお客様や関係団体への震災伝承に関するチラシの配布
- ・社内研修やイベント時等における語り部の招聘及び震災伝承施設の訪問等
- ・伝承団体等の活動支援
- ⑤ 行政機関
 - ・震災伝承に関する各種施策の実施

(3) 活動内容の報告等

会員は、宮城県の求めがある場合、活動内容の実績の報告等の協力をお願いします。

4 宮城県の役割

- (1) 震災伝承に関する会員からの相談等について、ワンストップで承ります。
- (2) 定期的に県の伝承施策やみやぎ東日本大震災津波伝承館の情報等を案内します。
- (3) 会員から周知依頼があった情報等を案内します。
- (4) 会員名称等を県のホームページ上に掲載します。
- (5) みやぎ東日本大震災津波伝承館において、会員名称等を積極的に周知するとともに、希望する会員が作成する冊子等を配架します。
- (6) 県が作成する震災伝承や復興に関する冊子等に会員名称等を積極的に掲載するとともに、 冊子等を送付します。
- (7) 震災伝承に関する会議,研修やシンポジウム等を開催します。

【連絡先】

宮城県復興・危機管理部復興支援・伝承課

「震災伝承みやぎコンソーシアム」担当

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

・電子メール denshod@pref.miyagi.lg.jp ・電 話 022-211-2443